

事 務 連 絡  
平成30年1月26日

各建設業団体の長 殿

国 土 交 通 省  
土 地 ・ 建 設 産 業 局  
建 設 市 場 整 備 課

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートについて

貴団体におかれましては、平素より、国土交通行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、関係者が一丸となって、平成24年度より建設業における社会保険加入対策に取り組んできたところです。

本年1月15日、第2回建設業社会保険推進連絡協議会を開催し、平成29年度において今後実施する取組として、

- ・民間発注工事等における「誓約書」の活用
- ・「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用

についてお示しさせていただきましたが、これらの取組を実施するため、下記のとおり、会員企業へ周知していただきますようよろしく願いいたします。

#### 記

(1) 工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について

国土交通省や一部の地方公共団体発注工事においては、請負契約により工事施工を下請企業も含め社会保険加入企業に限定する取組を行っているところですが、民間発注工事や多くの地方公共団体工事においては、社会保険加入企業に限定する具体的な取組が行われていない状況です。

建設業のみならず全産業において、働き方改革の実現の観点から、労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められる中、加入企業に限定する取組が行われていない発注者の工事には、法令を遵守せず社会保険に加入していない企業が携

わる可能性があり、このような工事においても、発注者と受注者が連携し、社会保険加入推進の取組を進めていく必要があります。

社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るため、今般、受注者から発注者に対して、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約する「誓約書」を提出する取組を開始することとしました。

国土交通省において、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書のひな形を作成しておりますので、これを活用し、受注者たる元請企業におかれては、発注者に対し、受注した工事について社会保険加入企業のみで施工する旨を誓約した誓約書を提出する、工事施工期間中、現場において提出した誓約書の写しを掲示する等の取組を積極的に実施いただきますようお願いいたします。また、発注者から、社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書の提出の呼びかけがあった場合には、これに協力し、誓約書を提出する取組を実施いただきますようお願いいたします。

なお、誓約書の活用については、地方公共団体及び建設業社会保険推進連絡協議会オブザーバーの民間発注者団体に対して、別添のとおり、取組への理解と協力を要請している旨、あわせてお知らせいたします。

## （２）「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートの活用について

国土交通省が平成24年に策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、元請企業に対し、下請企業や現場に入場する作業員について適切な保険への加入状況を確認することや加入指導を行うこと、下請企業に対し、労働者である社員と請負関係にある二者を明確に区別した上で、労働者である社員について適切な保険に加入させることなどを求めています。

これまで、適切な保険の範囲や適切な加入指導について周知に努めてきたところですが、今般、一層の周知徹底を図るため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について、フローチャート方式で確認できる様式等を作成しましたので、会員企業へ配布していただき、元請企業においては、下請企業にこれを配布して加入状況の確認を促す、下請企業においては、これを用いて自社及び自社の労働者の加入すべき保険を確認するなど、ご活用をお願いいたします。

なお、事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者について、実態は雇用労働者であるにもかかわらず、形式上個人事業主として請負契約を結ぶことなどにより事業所の規模を縮小することは、技能者の処遇改善と公平で健全な競争環境の構築という社会保険加入対策の趣旨・目的に反するものであることにつきご留意ください。

# 誓約書

(発注者名) 殿

工事名： \_\_\_\_\_

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

## 記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人とししないこと。

- （1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- （2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- （3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

平成 年 月 日

(所在地)

(受注者名)